

中小企業等の人材確保に向けた

袖ヶ浦市奨学金

代理返還支援事業補助金

のご案内



市内の中小企業等における人材確保及び若年者の市内定住の促進を図るため、中小企業等が従業員の奨学金返還のために支援した額の一部を袖ヶ浦市が補助する制度です。

補助金の概要

袖ヶ浦市内に事業所を有する中小企業等が、奨学金返還支援制度を設け、従業員（正社員）に対して奨学金の返還支援を行っている場合、その4分の1を補助します。

なお、申請年度の前年度に従業員（正社員）に対して実施した奨学金の返還支援に関する経費が補助対象となります。

補助上限

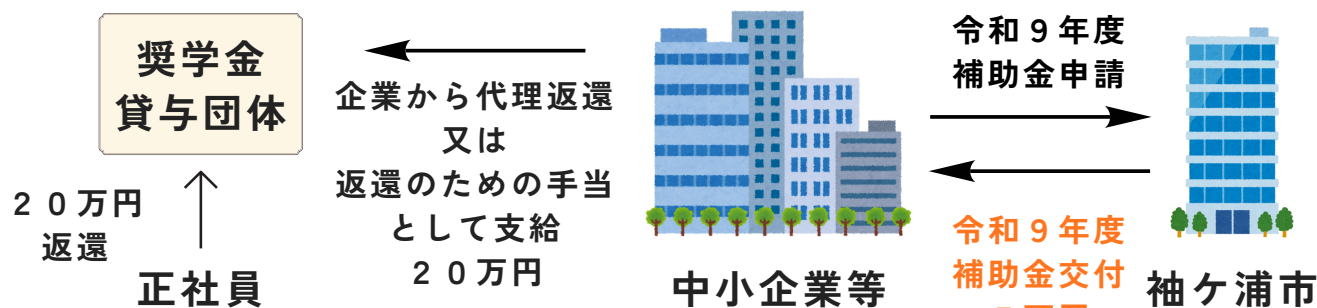
<金額> 支援対象従業員1人につき、**年額5万円**まで
補助対象者1者当たり、**年間15万円**まで

※補助金の交付は、補助金予算の範囲内とします。

令和9年度
申請受付
開始

補助スキームのイメージ

※令和8年度において、中小企業等が正社員1人に
年間20万円の奨学金の返還支援を行った場合



※補助金5万円は正社員1人当たりの補助上限額です。

お問合せ

要綱・様式、申請に必要な添付書類等に関しては、
ホームページをご参照ください。

袖ヶ浦市役所 環境経済部 商工観光課

☎：0438-62-3428

市HP



補助対象者

次の要件等^{※1}を満たす従業員（支援対象従業員）の奨学金の返還を支援^{※2}している中小企業等^{※3}

- 1 正社員として勤務している
- 2 申請年度の前年度の4月1日時点で正社員となってから6年以内である
- 3 申請年度の前年度の4月1日時点で30歳未満である
- 4 市内居住^{※4}かつ市内事業所に勤務している

※1 要件を抜粋して記載しております。詳細は「袖ヶ浦市奨学金代理返還支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

※2 奨学金返還支援制度を就業規則や賃金規程等に定めている必要があります。

※3 詳細は「袖ヶ浦市奨学金代理返還支援事業補助金交付要綱」第2条第3号をご確認ください。

※4 申請年度の前年度の4月1日又は同日後に市内に転入した日から、申請日まで継続して市内に居住している必要があります。

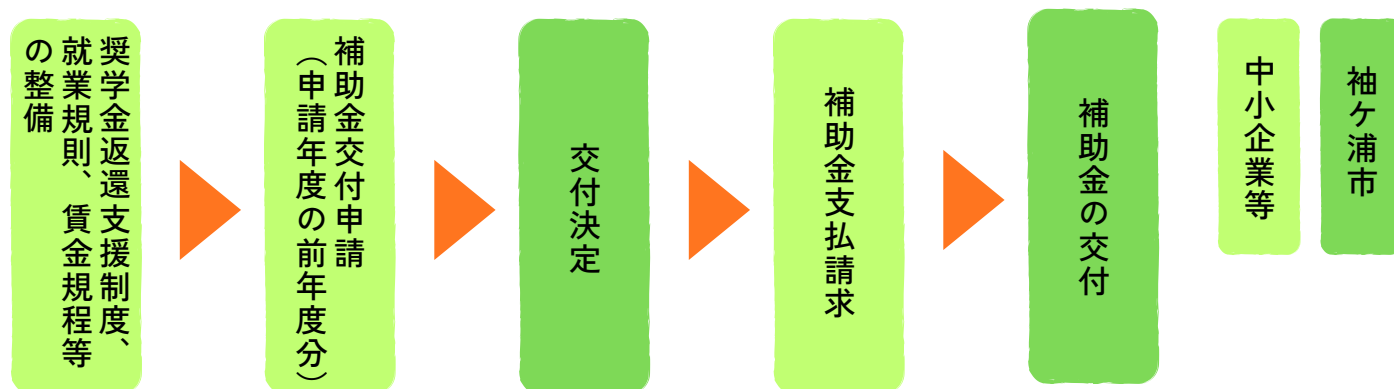
対象奨学金

独立行政法人日本学生支援機構及び地方公共団体、大学、公益法人、民間企業等の貸与奨学金

※特定の条件を満たすことにより、その全部又は一部の返還が免除されるものを除く。

申請・交付の流れ

※申請される際は、事前にご相談ください。



【注意事項】

- ・本チラシは、補助金交付要綱の要点を抜粋して記載しております。詳細は「袖ヶ浦市奨学金代理返還支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

お問合せ

袖ヶ浦市役所 環境経済部 商工観光課

☎ : 0438-62-3428

E-Mail : sode19@city.sodegaura.chiba.jp

市HP

